

社会福祉法人神川町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会の役員等の職務の執行に対する費用弁償並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) その他、会長が必要と認めた者

(費用弁償)

第3条 役員等が職務に従事し、または、会議に出席したときは別表により費用弁償を支給する。

(旅 費)

第4条 役員等が職務のため旅行したときは、別表により旅費を支給する。

(委 任)

第5条 この規定に定めない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から適用する。

この規程は、平成18年1月1日から適用する。

この規程は、平成19年2月1日から適用する。

別 表（費用弁償）

役職名	費用弁償額	摘要
理事・監事・評議員	1回 1,500円	
各種委員会委員、その他	1回 1,500円	

別 表（旅 費）

鉄道・船舶 航空・車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)	食卓料 (1日につき)
実 費	1,500円	1,500円	1,500円